

分類コード	X-1-1-1-07
保存期間	1年(令和7年12月31日まで)

秋本生企第897号 刑企第291号
 交企第218号 備一第174号
 令和6年11月22日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

年末・年始における犯罪等未然防止活動の推進について（通達）

県内における治安情勢は、本年10月末現在の刑法犯認知件数が2,172件と前年同期に比べ179件増加し、特に、特殊詐欺の認知件数が103件と前年同期に比べ43件増加しているほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数が50件となり、極めて憂慮すべき情勢にある。また、殺人、強盗等の凶悪事件も発生しており、県民が真の安全・安心を実感するには至っていない。加えて、これから年末・年始にかけて、金融機関等を狙った強盗事件や匿名・流動型犯罪グループによる犯罪実行者を募って敢行する凶悪犯罪、暴力団による違法・不当行為、飲酒運転等による重大交通事故等の発生が懸念されるところである。

このような情勢を踏まえ、県民の安全・安心を確保するため、警察の総力を挙げ、年末・年始における犯罪等未然防止活動を下記のとおり推進することとしたので、各所属においては、積極的に各種活動を展開し、成果が上がるよう努められたい。

記

1 期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月3日（金）までの25日間

2 活動重点

- (1) 犯罪の予防及び検挙
- (2) 交通死亡事故の抑止
- (3) 組織犯罪の取締り及び資金源の封圧
- (4) テロ等違法行為の未然防止

3 推進要領

別添1「年末・年始における犯罪等未然防止活動推進要領」のとおり

4 推進上の留意事項

- (1) 総合的な体制の確立
 各部門が緊密な連携を図り、総合力を発揮できる体制を確立するとともに、夜間・休日等における突発事案にも対処できる間隙のない体制を確立すること。
- (2) 街頭活動の強化
 金融機関、コンビニエンスストア、ぱちんこ景品買取所、タクシー等を対象とした強盗事件の未然防止に努めるとともに、各種犯罪の予防・検挙活動を積極的に推進す

ること。また、制服警察官による警戒活動、交通取締り等の街頭活動を強化し、金融機関の窓口やＡＴＭコーナー周辺における特殊詐欺等の被害防止及び飲酒運転等による重大交通事故の抑止を図ること。

(3) 関係機関・団体と連携した活動の推進

町内会、市町村、防犯協会、防犯指導隊、地域安全推進員、少年保護育成委員、暴力団壊滅秋田県民会議、交通安全協会、自主防犯ボランティア団体等の関係機関・団体と連携を図り、地域安全ネットワークを活用した各種活動を推進すること。

(4) 広報啓発活動

地域住民の自主防犯意識の高揚を図るため、各種広報媒体を活用して犯罪の発生状況や予防措置等に関する防犯情報を迅速に提供するとともに、期間中の各種活動についても積極的に広報すること。

(5) 受傷事故及び紛議事案の防止

各種活動の推進に当たっては、装備資機材を有効に活用して受傷事故防止に万全を期するとともに、言動には十分注意し、トラブルや紛議事案の防止に留意すること。

5 行事

(1) 「警戒強化・広報啓発週間」【12月10日（火）～12月16日（月）】

制服警察官を中心として、パトカーによるレッド警戒走行、駐留警戒等の活動のほか、防犯協会や防犯指導隊、自主防犯ボランティア団体等の関係機関・団体と連携した出動式を開催するなど効果的な広報啓発活動を推進すること。

(2) 「金融機関・コンビニ防犯の日」【12月13日（金）】

金融機関、コンビニエンスストア等の警戒活動を強化し、強盗や特殊詐欺等の犯罪被害防止に努め、併せて防犯設備の点検や防犯体制の確認等を推進すること。

(3) 「風俗浄化の日」【12月13日（金）】

風俗営業所等への立入りを実施し、風俗環境の浄化に努めるとともに、違法営業所の取締りに努めること。

(4) 「街頭補導の日」【12月13日（金）】

少年保護育成委員等の少年ボランティア、学校、ＰＴＡ等と連携を図り、街頭活動を効果的に推進して少年の非行及び犯罪被害防止に努めること。

(5) 「年末の交通安全運動」【12月11日（水）～12月20日（金）】

県民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、降雪時の通学路安全点検等の県民参加型による道路交通環境の改善に向けた取組を推進すること。

6 報告

期間中の各警察署の警戒体制、上記５(1)～(4)の行事の取組結果については、生活安全全部生活安全企画課長を経由して別添２のとおり報告すること。

５(5)の報告については、交通部交通企画課長から別途指示する。

活 動 重 点	推 進 項 目	推 進 要 領 等		関 係 機 関 ・ 団 体	摘 要
1 犯罪の予防及び検挙	◎ 金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄りや防犯指導の強化 ◎ 住宅対象侵入窃盗、乗物盗、車上ねらい等の防止 ◎ 少年の非行及び犯罪被害の防止 ◎ 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙 ◎ 強盗被害等防止対策 ◎ 特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策 ◎ 歓楽街の警戒強化と風俗営業所等に対する取締りの強化	○ 制服警察官を中心とした金融機関等に対する立ち寄りとパトロール活動の強化による犯罪の予防 ○ 金融機関、コンビニエンスストア等に対する具体的な防犯指導 ○ 関係機関・団体との連携による街頭活動の強化と広報啓発活動 ○ 通学路等における危険箇所の重点的な警戒及びパトロールの推進 ○ 学校関係者及び少年警察ボランティアと連携した街頭補導の推進 ○ 匿名・流動型犯罪グループの関与を念頭に置いた、重要犯罪等認知時における徹底した初動捜査等による検挙 ○ 金融機関窓口、ATM コーナー等における窓口対策の強化と来店者に対する声掛け指導 ○ 犯行手口等の周知及び広報啓発活動 ○ 住宅地周辺の警戒活動の強化 ○ 風俗営業所等に対する立入り及び違法営業所の取締り	・各署において推進 12月10日（火）～12月16日（月） 「警戒強化・広報啓発週間」 12月13日（金） 「金融機関・コンビニ防犯の日」 12月13日（金）「街頭補導の日」 12月13日（金）「風俗浄化の日」	・防犯協会 ・防犯指導隊 ・金融機関防犯協会 ・コンビニ等防犯協議会 ・遊技業防犯協会 ・警備業協会 ・少年保護育成委員 ・少年指導委員 ・学校、PTA	・生活安全企画課 ・地域課 ・人身安全対策課 ・生活環境課 ・捜査第一課
2 交通死亡事故の抑止	◎ こどもと高齢者の交通事故防止 ◎ 冬道の安全運転の励行 ◎ 飲酒運転等の危険運転の防止 ◎ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用	○ パトカーによるレッド警戒走行や駐留警戒による「見せる活動」、街頭での保護・誘導活動、高齢歩行者等に対する反射材着用を推進するほか、運転者に対する「歩行者ファースト」意識の浸透を徹底 ○ 冬道の特性に応じた安全運転に関する広報啓発活動と体験型講習等を始めとする交通安全教育の推進 ○ 飲酒運転等悪質性・危険性の高い違反の取締り強化と飲酒運転等防止のための広報啓発活動の推進 ○ シートベルト着用及びチャイルドシート使用違反の指導取締り強化と着(使)用による安全性と効果の周知活動の推進	・各署において推進 12月11日（水）～12月20日（金） 「年末の交通安全運動」 ◎ 「飲酒運転追放県民運動」 強調期間： 12月 1 日（日）～12月31日（木）	・秋田県 ・市町村 ・交通安全協会 ・事業主交通安全推進協会 ・安全運転管理者協会	・交通企画課 ・交通規制課 ・交通指導課
3 組織犯罪の取締り及び資金源の封圧	◎ 特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の検挙等 ◎ 飲食店等に対するみかじめ料、お歳暮・正月用品等の売りつけ名目等不当要求行為の取締り ◎ ホテル、旅館、宿泊施設等における忘年会、新年会及び冠婚葬祭名目の義理かけ行為の阻止	○ 予兆電話等の事案認知時のエリア警戒及び職務質問の徹底による現場検挙 ○ 迅速な犯行ツール無力化措置の徹底 ○ 歓楽街に潜在する不法行為等の事件化 ○ 暴排ローラー等暴力団排除活動を通じた行政命令事犯の掘り起こし ○ 暴力団排除活動の効果的な広報 ○ 宿泊施設等との連携による予約申込み等の実態把握	・各署において推進	・暴力団壊滅秋田県民会議 ・各地区の暴力追放推進委員会	・組織犯罪対策課
4 テロ等違法行為の未然防止	◎ 情報収集の強化と違法行為の徹底検挙 ◎ 視察体制の強化 ◎ 管理者対策の徹底と警戒警備の強化	○ イベント会場、大規模集客施設、各種交通機関等に対するテロの未然防止対策の強化 ○ 新年一般参賀等の皇室行事に伴う警衛上注意を要する者等の動向把握 ○ 重要防護対象施設に対する警戒警備の強化	・各署において推進		・警備第一課 ・警備第二課